

# 原発立地推進と地域政策の展開 (三)

山 川 充 夫

- 一 はじめに
- 二 原子力発電の位置付け
- 三 電力需給の広域化と電源構成の変化(以上、前号)
- 四 原発立地推進と原発地帯整備
  - (1) 原子力諸施設の立地配置と国土構造
    - ① 原子力推進における機能配置と国土構造
    - ② 核燃料サイクルと国土構造
  - (2) 原発立地と地域政策の展開
    - ① 個別的立地対策の時期
    - ② 地域政策の萌芽期(以上、本号)
    - ③ 地域政策の確立期—電源三法—
    - ④ 地域政策の転回期
- 五 原発地帯の地域経済と地域問題

#### 四 原発立地推進と原発地帯整備

総合エネルギー調査会原子力部会は二〇三〇年に向けての『原子力ビジョン』を一九八六年七月一八日にまとめた。「ビジョンは二〇三〇年に原子力発電比率が五八％に達し、原子力ビジネスの規模は一九八五年の約四倍の六兆七千億円に、従業員数も三倍強に膨らむと予測」しており、「今後必要になる原子力発電規模は一億四千六百万kwで、一二三基の設備が新たに在る。また核燃料サイクルも再処理、濃縮など六ないし一〇の施設が必要」とした。<sup>1)</sup>このビジョンを実現するためには原発だけでも三五地点を確保しなければならず、それにむけての立地対策は原発先進地での冷えつつある地域「活性」状況をふまえた新たな地域政策の展開を要請することになる。

国家的プロジェクトとしての原子力の諸施設は核燃料サイクルとの関係だけでなく、その立地推進や試験研究のための諸機関もあり、多岐にわたっている。しかしそれらの立地配置はそれぞれの機能に応じて、国土構造との<sup>2)</sup>かかわりで限定されてくる。国家レベルにおける地域政策は核燃料サイクルを完結させるための諸施設を国内に確保することを基本路線としており、特に安全性や放射性廃棄物問題を抱え地域住民に不安感を与える原発と再処理施設の建設地点を確保することのかかわりで展開されてきている。地域は諸施設の立地点としての意味を第一義的にもたされており、国レベルでの地域政策は立地政策に重点がおかれる。これに対して市町村での地域政策は、国の縦割行政で推進される立地政策とは異なり、地域住民と最も密接な関係にあることから総合的な色彩を強く出さざるをえない。

本章では原発立地推進と原発地帯整備を考察するにあたり、第一に原子力諸施設、とりわけ核燃料サイクルという

連関性のなかでの鍵施設となる原発と再処理工場の立地推進、すなわち国家レベルでの立地政策が国土構造とどのような関連性を持つかを明らかにする。第二に立地推進のためには住民の「理解」をうるという手続が必要であり、その「理解」をうるための手段の一つ、しかも最も効果的な手段として原子力地帯整備という地域政策が登場し、展開していかざるをえない過程を明らかにする。こうして登場した国の地域政策は関係都道府県や市町村で具体化されるが、他方において地域の実情を反映した修正を余儀なくされる。そこで第三には原発反対運動や地域住民の意識状況の変化とこれらをふまえた地方自治体の地域政策がどのように推移してきたかを、福島県と大熊町を中心とした双葉地区の町村を事例として明らかにしたい。

#### (1) 原子力諸施設の立地配置と国土構造

##### ① 原子力推進における機能配置と国土構造

原子力諸施設はその機能からいくつかに区分できる。第一は「ビジョン」策定をはじめとした原子力戦略の意思決定や原子力関係施設を総括する中枢管理機能である。第二は意思決定に基づき戦術プランを策定する研究開発機能である。第三は研究開発されたものを具体化、製品化する機能である。第四は原子力施設が設置され、運転・商業化の機能である。これらはどこでも自由に立地できるわけではなく、国土構造と密接な関連をもって配置されている。

エネルギーとしての原子力推進政策は、原案段階で電力業界などからの積み上げがなされるものの、第二章で明らかにしたように基本的に国家レベルでその戦略が決定され、下位の政策はこれとの整合性を図り修正されていく。その中枢としての通産省や科学技術庁、資源エネルギー庁などの中央官庁は東京都千代田区霞ヶ関にある。また工業技術院や日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団、金属鉱業事業団といった国立試験研究機関の本部は霞ヶ関や

そのすぐ近くの千代田区内幸町や港区虎の門、赤坂にある。民間レベルでの中枢機構をみると、原子力開発政策の総合推進や調査活動を行なう日本原子力産業会議と電気事業の重要政策に関する方針の確立などを決定する電気事業連合会は、中央官庁から少しはなれた港区新橋と千代田区大手町に位置している。いずれにしてもこれらの施設は首都東京の都心部に集中しており、日本経済を総括する位置に立地しているのである。

この都心部には中枢機構が意思決定するために必要な情報を収集し、あるいは提供する機関が集まっている。例えば原子力発電所立地を促進するための調査研究を特別に付加された日本立地センター、海外の電気事業の調査をおこなっている海外電力調査会、原子力発電に関する経済性の面からの研究をしている日本エネルギー経済研究所、核物質に関する情報処理・分析および調査開発等をおこなっている核物質管理センター、原子力発電技術に関する調査研究をしている火力原子力発電技術協会、原子力発電用機器等の安全性に関する研究をしている原子力工学試験センター、原子力の安全性に関する調査・研究をしている原子力安全研究協会、高速増殖炉の開発や放射性廃棄物対策、その他立地政策を研究している電力中央研究所、放射性廃棄物の処理・処分に関する調査研究をしている原子力環境整備センター、温排水の海洋環境水産生物等に与える影響を研究している海洋生物研究所、さらには原子力温排水を栽培漁業に利用する事業を推進する温水養魚開発協会、などの調査・研究機関は千代田区と港区虎の門に立地している。また例えば日本原子力文化振興財団などのように「原子力平和利用に関する知識の啓発普及」を目的とする広報機関も都心に立地している。

この中枢部で決定された原子力政策を具体化する第一歩の役割を担っているのが研究開発機能である。研究開発を担当する機構は大学・国立研究機関と民間の研究機関とに分けることができる。前者では教育機能をもそなえた基礎

的な研究がおこなわれている。例えばエネルギーのポスト原発を担うとされる核融合の研究開発は日本原子力研究所や名古屋大学プラズマ研究所、京都大学、大阪大学、筑波大学プラズマセンター、電子技術総合研究所、金属材料技術研究所などで行なわれている。なお後三者は東京から約五〇キロメートル離れた筑波学園研究都市のなかに設置されている。

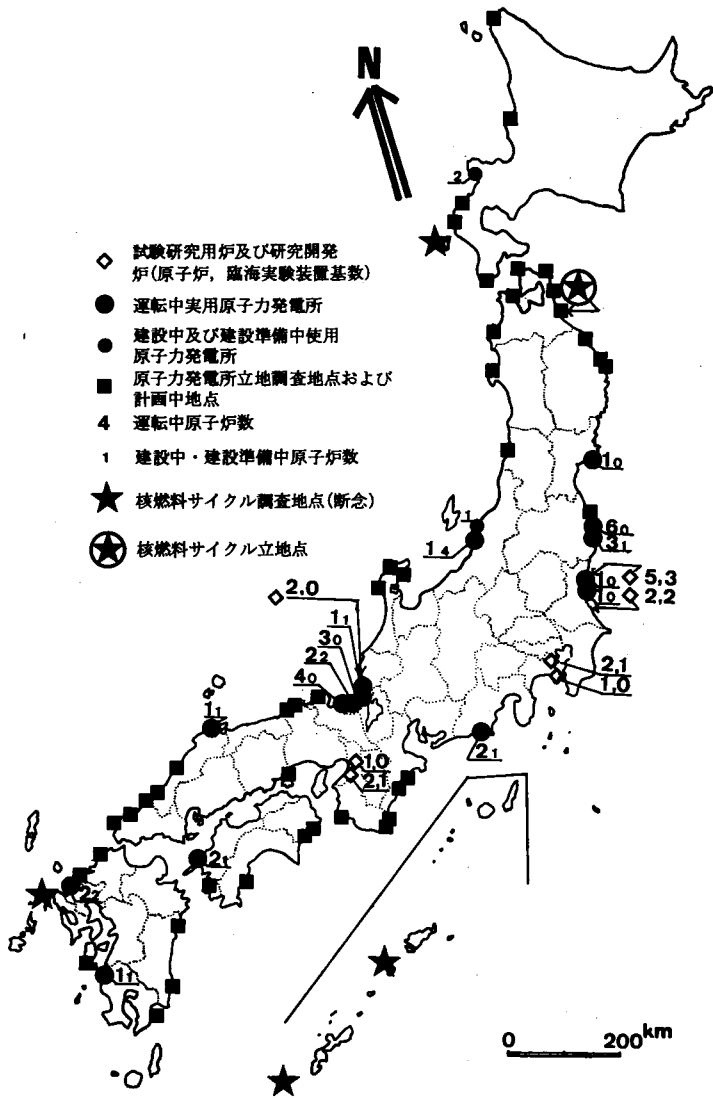
後者に関しては原子力産業グループの研究所がある。日本には原子力産業グループは五つあるが、そのうちの四つは東京近郊に立地する。富士電機や川崎重工などの第一原子力グループ（統括団体名、同）は神奈川県横須賀市に、日立製作所や鹿島建設などの東京原子力グループ（東京原子力産業会議）と東芝・三井グループ（日本原子力事業）は川崎市に、そして三菱重工などの三菱グループ（三菱原子力工業）は埼玉県大宮市に研究所がある。

このように研究開発機能は首都圏の都心からそれほど離れていない地点に立地しており、その分布範囲は第四次首都圏基本計画で打ち出された、首都機能の分散先とされる業務中核都市（八王子・立川、浦和・大宮、千葉、横浜・川崎、土浦・筑波研究学園都市）に対応しているのである。

具体化の第二歩は原子力の利用に関する実践的技術の試験研究であり、筑波学園研究都市からさらに約五〇キロメートル離れた東海村にある日本原子力研究所や動力炉・核燃料開発事業団において主に行なわれている。すなわち商業炉設計にむけての試験研究・実用研究段階にある原子炉（臨界実験装置を除く）は第一〇図のように日本には一六基あるが、そのうちの七つが東海村と大洗町にある。残りは敦賀市と川崎市、大阪府熊取町にそれぞれ二つずつ、横須賀市と東大阪市、原子力船むつにそれぞれ一つずつある。臨界実験装置は七基あるが、そのうち五つは東海村と大洗町に集中している。残りは川崎市と大阪府熊取町にそれぞれ二つずつある。

第10図 原子力関連施設の分布 (1985年10月末)

— 原発立地推進と地域政策の展開 (二) —



資料：日本弁護士連合会公害対策委員会『福井県若狭地区原子力開発実態調査報告書』1976年9月，科学技術庁原子力局監修『原子力ポケットブック 昭和61年版』1985年12月，ほかにより合成。

国土構造との関係でいえば、首都圏の場合には東海村・大洗町といった首都圏外縁部に、近畿圏の場合には大阪市近郊に試験研究・実用研究用原子炉がおかれているのである。

具体化の第三步は商業炉としての原発の立地である。前掲第一〇図からもわかるように東京や大阪、名古屋などの大都市からほぼ一〇二百キロメートル、地方中心城市からほぼ四〇〜五〇キロメートル離れた地点に建設されている。<sup>(3)</sup>東京とのかかわりをいえば、東海村と大洗町に各一基、そこから約百キロメートル北にはなれた福島県浜通り双葉地区には東京電力福島第一・第二原発があり、あわせて九基（ほかに一基建設中）が集中している。ほぼ同じ距離を日本海側に行くとき東京電力柏崎原発、同巻原発があり、建設中・建設準備中のものを含めると六基の原子炉が集中する。さらに東京から西にほぼ同じ距離はなれると静岡県浜岡町に中部電力浜岡原発があり、ここには建設中のものを含めて三基の原子炉がある。

これに対して西日本で原発が集中するのは福井県若狭地区である。若狭湾岸には試験研究炉・研究開発炉が二基あるほか、原発が四カ所に立地し、建設中のものを含めて一三基の原子炉が集中している。この若狭地区は大阪や名古屋から二百キロメートル以内の距離に位置している。このほか建設中のものを含めて六カ所に原発が立地しているが、後掲第一二図からもわかるように県庁所在地などからそれほど離れていないところにある。

日本では福島県と福井県に原発が集中しているが、原発地帯間にも単なる発電量の違いをこえた一定の機能分担がみられる。東日本の「原発銀座」である福島県浜通りの大熊町には東京電力系統のBWR運転員養成訓練を行なうBWR運転訓練センターが、また西日本の「原発銀座」である福井県若狭の敦賀市には関西電力系統のPWR運転員養成訓練をする原子力発電訓練センターが設置されている。いわば現場管理の教育中心がこれらの原発地帯には立地し

ているのである。

このほか原子力広報を目的とした原子力（広報）センターは愛媛県伊方町、石川県滋賀町、福井県敦賀市、福島県大熊町、宮城県女川などに設置されている。

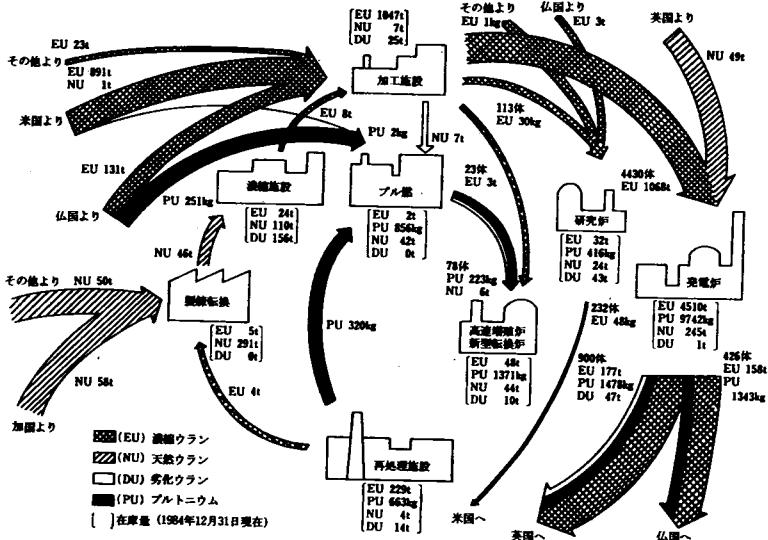
このように原子力をめぐる諸機能の空間的配置は、東京を中心とした政治経済の求心性に特徴づけられる地域構造を基盤としつつ、原発が必要とする立地条件に対応した自然条件や空間利用とも密接なかわりあいをもつところの国土構造に規定されているのである。この点は核燃料サイクルに関連する諸施設の立地配置にもみることができる。

## ② 核燃料サイクルと国土構造

原子力発電が「準国産」エネルギーとして経済安全保障政策の一翼を担うためには、再処理を含めた核燃料サイクルが日本国内において完結しなければならない。核燃料サイクルに関係する施設は第一一図にも示されているが、ウラン鉱山から放射性廃棄物処理までの過程をみると次のようになる。ウラン鉱山（ウラン鉱石の採掘）↓製錬工場（ウランをイエローケーキ $U_3O_8$ として回収）↓転換工場（六フッ化ウラン $UF_6$ への転換）↓濃縮工場（六フッ化ウランのウラン二三五を濃縮）↓再転換工場（二酸化ウラン $UO_2$ への転換）↓加工工場（燃料集合体として加工）↓原子力発電所（熱エネルギー＋使用済燃料）↓再処理工場（減損ウラン＋放射性廃棄物＋プルトニウム）という過程をたどる。再処理工場で選り分けられたもののうち減損ウランは製錬転換工場にまわり原発への経路をたどる。プルトニウムはプルトニウム燃料工場にまわり高速増殖炉・新転換炉の燃料として調製される。他方、放射性廃棄物は再処理工場から排出される高レベルのものについては最終的には地中処分施設に、原子力発電所等から排出される低レベルのものは原発敷地内の施設に貯蔵されることになる。



第11図 核燃料サイクルと核燃料物資移動量 (1984年)



資料：科学技術庁原子力局監修

『原子力ポケットブック昭和61年版』1985年12月より引用。

以下では、核燃料サイクルにかかわる諸施設（既設および新增設）の立地配置を国土構造とのかかわりでもとらえておこう。その際、核物質の原子力施設間移動もふれておきたい。

第一段階はウラン鉱石の採掘であり、つまりウラン鉱山の立地である。国内におけるウラン資源量は一九八五年現在では、 $U_3O_8$  平均品位  $0.1000\%$  の場合、鉱量で三、九六二千トン、 $U_3O_8$  で四、三六一千トンであり、 $U_3O_8$  平均品位  $0.053\%$  の場合、鉱量で一七、一九五千トン、 $U_3O_8$  で九、八九五千トンであった。一百万 kw 級原発では一年間に  $U_3O_8$ （二酸化ウラン）三〇トンの燃料集合体を使用しており、そのためには一八六千トンの  $U_3O_8$  が必要とされる。つまり、再処理を行わなければ国内には二三百万 kw 五四百万 kw 程度分の資源量しか賦存しないことになる<sup>(4)</sup>。

国産ウランの開発方針は一九六二年一〇月に原子力委員会が『国産ウラン鉱の開発方針について』を決定した。その時点での把握埋蔵鉱量はウラン量換算でわずか千トンにすぎず、「当面は、国内資源の発見とその確保に努めることとし、これがため原子燃料公社、地質調査所における探鉱活動の重点を有望な地域の探鉱に指向する<sup>(5)</sup>」として調査を拡大した。地質調査所はそれにさきだつて五六〇五九年度の三年間に「わが国における酸性火成岩地帯のうち約八万平方キロメートルを重点にとりあげ、概査を行なつてきた。…当初予想していなかった地域においてもつきつきとウラン鉱床を胚胎する地区が発見されており、このためさらに約一二万平方キロメートルの範囲にわたつて概査を行なう必要が認め<sup>(6)</sup>」られていた。

精査についても「原子力燃料公社は昭和三一年度以降中国地方の倉吉鉱山、人形峠鉱山等に重点をおいて<sup>(6)</sup>」行なっていた。その後、六五年までにカーボン調査や地質鉱床調査による放射能強度分布概査を約一九万平方キロメートル

にわたって行なった。放射能が異常値を示す地区については放射能異常地調査を行ない、ウラン鉱床の賦存が推定されれば鉱床調査を行なってきた。その結果、「全国でウラン鉱の有望な地域として人形峠、東濃地域を含む約一・六万平方キロメートルを選定した」のである。そして、人形峠では露天掘りによる採掘が進められることとなり、東濃地区の美佐野鉱床では精密試錘等がおこなわれている<sup>9)</sup>。この他、動燃事業団や民間企業がカナダやアメリカ、オーストラリア、ニジエール、ザンビア、マリ等で調査や探鉱、生産などをおこなっている。

第二段階は製錬・転換と濃縮である。前掲第一〇図によれば八四年の場合、核燃料の輸入量は濃縮ウラン一、〇四五三キログラム（うちフランスより二五二キログラム）であり、△計七一、〇四五・三トンであった、転換についてはコミュレックス社（フランス）やアライド社（アメリカ）、エルドラー社（カナダ）、BNFL社（イギリス）に、濃縮についてはアメリカ・エネルギー省とユーロディフに依存している。

国内ではウラン製錬・転換もウラン濃縮もパイロット・プラントの段階であり、いずれも岡山県の人形峠に立地している。八四年には天然ウラン四六トンを国内で製錬・転換し、さらに八トンのウラン濃縮が国内で行なわれた。ウラン濃縮の原型プラントも人形峠に建設予定となっているが、商業規模としてのウラン濃縮工場は、下北半島（八六年着工、九一年操業開始、一、五〇〇トンSWU）と岡山県（九〇年頃着工予定、一、五〇〇トンSWU）との「東西二ヶ所体制」<sup>11)</sup>での検討が進められている。転換工場は、再処理工場と濃縮工場との橋渡しの役割をも果たすものであり、下北半島に建設されることが決まっている（九五五年頃操業開始）<sup>12)</sup>。

第三段階は再転換・加工であり、濃縮六フッ化ウランを濃縮二酸化ウラン粉末にし、さらに瀬戸物状に焼固めて、

レットにし、さらにジルカロイド被覆管に入れた燃料棒に構成し、これを組み合わせて核燃料集合体ができあがる。国内では再転換工場は三菱原子燃料(株) 東海製作所と日本核燃料コンパージョン(株) 東海工場の二つであり、いずれも茨城県東海村に立地する。成形加工工場は、三菱原子燃料(株) 東海製作所と日本ニュクリア・フュエル(株) 横須賀工場、原子燃料工業(株) 熊取(大阪府) および東海製造所の四つである。これらの加工施設には濃縮ウラン一、〇四七トン、天然ウラン七トン、劣化ウラン二五トンの在庫が、八四年末現在であった。

第四段階は核物質から核分裂によってエネルギーを取り出す発電である。原発は八五年一〇月現在で、営業運転中のもの三一基、二、三六三・一万kw、建設中のもの一一基、一、〇七八・八万kw、建設準備中のもの六基、六二七・五万kwであり、全体では四八基、四、〇六九・四万kwとなる。原発立地の特徴は詳細には次節で明らかにするが、端的に言えば「沿岸部の過疎地帯」<sup>(14)</sup>にあり、第一に東京や大阪、名古屋などの大都市からは一百km前後離れているが、地方都市からはそれほど離れていない。第二に福島県浜通り地区や福井県若狭地区にみられるように集中的な原発立地がみられることである。第三に外洋に面した臨海部に立地していることである。

これら原発(発電炉)には八四年では国内の成形加工工場から濃縮ウランが四、四三〇体(一、〇六八トン)、イギリスから天然ウランが四九トン運び込まれた。そして同年一二月末現在で発電所内には濃縮ウランが四、五一〇トン、プルトニウムが九、七四二キログラム、天然ウランが二四五トン、劣化ウランが一トン、それぞれ在庫としてあった。

第五段階は使用済核燃料の再処理である。使用済核燃料再処理工場は現在のところ国内では茨城県東海村の東海再処理工場一つのみであり、七七年九月から八四年三月までの間に累計で一七四トンの使用済核燃料を処理した。しか

し二七基の原子炉からはきだされた使用済燃料は約一、二〇〇トンに達しており、原発を「準国産エネルギー」としての確立するためには再処理工場を完成させ、核燃料サイクルを完結させることが至上命令となっている。ちなみに八四年に原発から搬出された再処理用核燃料は合わせて一、三二六体であった。国内での再処理は皆無であり、イギリスとフランスへそれぞれ九〇〇体、四二六体の再処理を依頼した。なお前年度には国内再処理実績があり、その量は二・三％にあたる三四体であった。

原発推進と原子燃料の「効率的利用」のためにはどうしても大規模な再処理工場を国内に設置しなければならないという「至上命令」がある。この再処理工場は使用済核燃料を物理的・化学的処理によって減損ウラン、放射性廃棄物、プルトニウムを仕分けするが、そのうちの放射性廃棄物が高レベルの放射能をもっていることから、その処分が問題となる。しかもこの処理方法は原発と同様に未だ技術的に完成しておらず、東海再処理工場やイギリス、フランスなどの再処理工場で事故があい次いでいる。現在、アメリカやフランス、イギリス、西ドイツ、ベルギー、日本の六カ国には計画を含め一五の再処理工場があり、うち運転中五、計画中三、建設・改造中二、閉鎖・停止・計画断念五となっている。

第六段階は放射性廃棄物処理である。<sup>(15)</sup>放射性廃棄物は濃縮工場や転換・加工工場、原発、再処理工場などから生ずる低レベル放射性廃棄物と再処理工場から出る高レベル放射性廃棄物とに区分できる。濃縮工場や転換・加工工場のおもな発生源は機器の清掃・保守の際に生じる汚れたビニール類や使用済衣服などである。原発での放射性廃棄物の主な発生源は床など作業環境の洗浄水、冷却水系を絶えず浄化するカートリッジ式フィルターやイオン交換樹脂、定期点検時に放射線管理区域内で行なわれる機器の補修や部品の交換に伴って発生する作業員の衣服、除染用品類で

ある。

これらの低レベル廃棄物は気体と液体、固体とに区分できる。気体は一時貯留し放射能を減衰させ、フィルターで放射性物資を除去し、モニターで測定して排気筒から排出する。液体は洗濯水とそれ以外の洗浄水とに区分けされ、前者はろ化・測定し冷却用海水でうすめて海に排出する。後者は蒸発濃縮し、残った廃液は貯蔵タンクで放射能を減衰させたのち、セメントやアスファルトで固めてドラム缶に詰めて発電所内の貯蔵庫に保管する。固体は可燃性のものは焼却灰で、不燃性は圧縮処理後ドラム缶に貯蔵する。低レベル放射性廃棄物は八四年度末現在で二百リットルドラム缶で五八二千本に達している。貯蔵施設の余裕が小さくなってきたこともあり、焼却化や高圧縮化さらには設備改良によって発生量の減容量化が図られてきている。<sup>(16)</sup> いずれにしても例えば東京電力福島第一原発や第二原発では、気体排出口や温排水口に近い所に設置されているモニタリング・ポストの四半期空間積算線量がいずれも構内で最も離れた内陸部にあるそれよりも、常に二ないし三ミリレム高く検出されている。<sup>(17)</sup>

しかし低レベル放射性廃棄物は増加することはあっても、減少することはない。「トイレなきマンション」の「トイレ」として登場してきたのが陸地処分と海洋処分とである。後者に関しては科学技術庁が七六年に東京から南東約九百キロメートル、北マリアナから北一千一百キロメートルの南太平洋で試験的投棄処分を計画したが、八三年二月のロンドン条約による一時停止決議や南太平洋諸国の強い反発を受けて、事実上凍結した。<sup>(18)</sup> 他方において低レベル放射性廃棄物処理の場所を陸地に求めている。しかし「核のゴミ箱」としての核燃料サイクル施設の立地は地域を永遠に人類から遠ざけることになり、前掲第一一図にみるように沖縄県の西表島や鹿児島県の徳之島、<sup>(19)</sup> 佐賀県の平戸島、<sup>(20)</sup> 北海道の奥尻島などの離島<sup>(21)</sup>ではその立地を拒否されていた。

にもかかわらずウラン濃縮や再処理工場とともに青森県むつ小川原六ヶ所村にその立地が決定された。僻地のなかでむつ小川原に立地を決定したのは、その開発地域の工業用地の大半が売れ残っていたことや、東通村に東北、東京両電力が原発用地として九一〇ヘクタールの広大な用地を買収しており、これら広大な未利用地をかかえる企業の負担軽減をも目論んでいたこと、また漁業問題もすでに解決していることなどによる<sup>(22)</sup>。もちろん、この核燃料サイクル施設の誘致はこれまでの原発立地推進と同様に、経済的に貧困な地域に狙いをつけて「バラ色の地域振興」をふりまきつつ、しかも十分な住民の合意を得ずに政治的に強行されたものであり、大きな問題を残した。再処理技術が未確立ということだけにとどまらず、再処理施設という名のもとで実質的な高レベル放射性廃棄物貯蔵施設にしてしま<sup>(23)</sup>うという点に何よりも問題がある<sup>(24)</sup>。

高レベル放射性廃棄物は再処理過程から廃液の形で発生する。これにはストロンチウムやセシウム、アメリシウムなどの超長寿命放射性物質が含まれるので、ガラス固定化して貯蔵し、最終的には地層処分が計画されている。その最終処分施設立地点として北海道天塩郡幌延町が選定<sup>(25)</sup>され、住民と科学者の反対を押し切って調査の見切り発車が強行<sup>(26)</sup>された。

第七段階は再処理施設で分離されたプルトニウムをプルトニウム燃料製造施設で加工し、高速増殖炉で発電を行なう過程である<sup>(27)</sup>。高速増殖炉は八五年にフランスでは実証炉の出力試験が行なわれているが、日本では二〇一〇年頃を目途に研究開発が進められ、実験炉「常陽」（最大熱出力一〇万kw）が七七年に茨城県東海村で完成した。さらに原型炉「もんじゅ」（二八万kw）が九二年を臨界に至らせることを目標に、福井県敦賀市の若狭湾岸でその建設が進められている。また、高速増殖炉の実用化までのつなぎをかねてプルトニウム・ウラン混合酸化物を燃料とした新型

転換炉（ART）の開発が進められている。原型炉「ふげん」（一六・五万kw）は福井県敦賀市の若狭湾岸に建設され、七九年三月に運転を開始した。実証炉は九四年の臨界をめざして青森県下北半島大間で建設が予定されている。

プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料の原料となるMOX粉末は従来は外国から輸入していたが、独自技術の開発により東海再処理工場から得られる硝酸プルトニウム溶液から転換することが可能となった。プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料加工の研究開発は茨城県東海村にある動力炉・核燃料事業団東海事業所で行なわれており、新型炉燃料としての加工実績も七〇トンを超え、我が国は世界的にみてトップレベルにある。<sup>(28)</sup>しかし高速増殖炉の燃料再処理については東海村の動力炉・核燃料事業団東海事業所で行なわれているが、わずか一キログラム／一日の能力で、実験室規模にとどまっている。

このように原子力発電を「準国産」エネルギーとして確立するためには核燃料サイクルの完結を保證する各施設が国内で確保される必要があるが、核燃料サイクル完結のためにはどうしても本格的な再処理工場と放射性廃棄物処理場とが必要なのである。再処理工場と低レベル放射性廃棄物処理場がプレミアムとしての濃縮工場とともに本州最北端の下北半島六ヶ所村にその立地が強引に決定された背景はここにあるのである。さらに高レベル放射性廃棄物処理場の調査が北海道幌延町で強行されたのもこれを背景としているのである。しかしこの強行をゆるした地域的条件は一体何なのであるか。また過去において原発の安全性への疑問を体制的には振り切らせてきた要因は何なのであるか。これを解く一つの鍵は国の地域政策に求められる。

(1) 『日本経済新聞』一九八六年七月五日。

(2) その現状については、国土庁計画・調整局『地域産業おこしをめざして―三全総フォローアップ作業―』八三年六月、を



参照。

- (3) 一ショートトン $\text{U}_{235}$ は $0.907$ セメトリックトンである。
- (4) 日本原子力産業会議『原子力ポケットブック 昭和六一年版』一九八五年一二月、の核燃料サイクル図(六六ページ)に  
より換算したもの。
- (5) 原子力委員会『原子力年報 昭和三七年度版』一四二ページ。
- (6) 原子力委員会『原子力年報 昭和三三〜三四年版』二〇二ページ。
- (7) 注(6)と同じ。
- (8) 原子力委員会編『昭和五四年版 原子力白書』一九八ページ。なお人形峠には平均品位 $0.053\%$ で鉱量三、七三七千トン( $U_{235}$ で二、一四五ショートトン)、平均品位 $0.100\%$ で鉱量七〇七千トン( $U_{235}$ で八〇八ショートトン)の資源量がある。
- (9) 原子力委員会編『昭和五九年版 原子力白書』二二一ページ。なお東濃には平均品位 $0.053\%$ で鉱量一〇、八六三千トン( $U_{235}$ で六、五五六ショートトン)、平均品位 $0.100\%$ で鉱量二、九一七千トン( $U_{235}$ で三、二〇一ショートトン)の資源量がある。
- (10) 「日本経済新聞」一九八四年一〇月一八日。
- (11) 「日本経済新聞」八四年九月一三日。SWUはSeparative Work Unitの略字で、(濃縮)分離作業単位のことである。  
「東西二基地」体制は事故に対する安全装置的役割をもつが、それ以上に東京電力と関西電力とのそれぞれが独自の核燃料サイクルを持ちたいことによるものとおもわれる。
- (12) 「日本経済新聞」八四年一〇月一八日。
- (13) これは『電気事業審議会需給部会中間報告』で計画している一九九〇年の三千四百万kwは超えるものの、九五年の目標四

千八百万kwにはまだ及ばない。商業炉の他に研究開発段階発電炉が二基あり、運転中一基（一六・五万kw）、建設中一基（二八・〇万kw）である。

(14) 政策科学研究所『地域別エネルギーコストの地域開発効果に関する調査』一九八一年三月。

(15) 科学技術庁『放射性廃棄物―その発生源から安全な処理処分まで―』一九八四年三月。

(16) 中部電力は浜岡原発構内に低レベル放射性廃棄物のプラスチック固化装置を四五億円で建設した。セメント固化に比較して容積を六分の一に圧縮できる（『日本経済新聞』八三年六月三日）。東京電力は福島第一原発構内に低レベル放射性廃棄物の高性能集中処理施設を五百億円投じてつくった。この施設ではアーモンド状のペレット圧縮化で、発生量を従来の六割に減らせることができるという（『日本経済新聞』八四年八月二日）。

(17) 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会『昭和五七年度原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書』一九八三年一月、六三ページ及び七一ページ。また他の年度でも同様の傾向を指摘できる。

(18) 『日本経済新聞』八五年一月一日。

(19) 『朝日新聞』八〇年八月二八日。

(20) 『朝日新聞』八〇年二月一八日。

(21) 『核燃料サイクル施設』問題を考える文化人・科学者の会『青森県六ヶ所核燃料サイクル施設―科学者からの警告―』一九八六年四月。

(22) 『日本経済新聞』八五年四月一八日。

(23) 八五年までの動きは、末永洋一「むつ小川原発計画と核燃料サイクル施設―六ヶ所村内の住民運動・住民の対応を中心に―」日本科学者会議青森支部『青森の科学者』第六号、一九八六年六月、二一―三一ページ、および伊藤敬一「下北半島の開発と核燃料サイクル施設」日本科学者会議北海道支部『核廃棄物施設と地域政策―八幌延問題Vを考えるにあたって

— 一九八六年三月、七一—八五ページ。

(24) 「この他に、英仏への委託再処理にともなう返還廃棄物の輸送は、英国のBNFL社から高・中低レベル廃棄物四万二千本、仏国のCOGEMA社から二万本程度（いずれも使用済燃料一六〇〇MTU分の再処理で発生）が返されると予測している。青柳長紀「使用済核燃料と放射性廃棄物の輸送問題—輸送は果たして安全に行ないうるのか—」『核燃料サイクル

施設と地域・住民（第一二回原子力発電問題全国シンポジウム梗概集）日本科学者会議、一九八六年八月、二〇ページ。

(25) 幌延における地質学および住民の意識、地域開発などにおける問題については前掲注(23) 日本科学者会議北海道支部。

(26) 「日本経済新聞」八五年一〇月三十一日。

(27) 「高速増殖炉は、燃やした燃料よりも、もっと多くの新しい燃料を作り出すことのできる原子炉です。したがって軽水炉よりもウランを数十倍有効に利用することができます。」（科学技術庁のパンフレット『日本の原子力開発利用』）

(28) 原子力委員会編『昭和五九年原子力白書』一九八五年一月、一二四ページ。

(2) 原発立地推進のための地域政策展開——福島県浜通り双葉地区を主に——

原子力諸施設がそれぞれの機能に応じて立地させられているということは、一方において立地する地点が国民経済にとって重要な役割をもたされているが、他面において国民経済にとって必要な限りでの利用がなされているということであり、これは多様な可能性をもつ「地域」が一面的な利用をされているに過ぎないということを意味している。それは電力資本の利潤追求の場として「地域」が使われるということであり、これが進めばすすむほど生活者としての住民や地元の中小企業ないしは自営業者との間で矛盾が深まり、地域問題が生じてくるようになる。とくに原子力施設の設置は莫大な資金投下を伴っており、地域の社会経済構造を大きく変容させることになり、安全性問題へ

の対処をふくめて立地推進のためには強力な地域政策の展開が不可欠となる。

日本の原子力政策の展開を原発立地推進のための地域政策の展開という観点からみると、第一は一九六二年までの地域政策のなかった時期、第二は六三年から七三年までで原子力発電所立地調査が行われ、東海地区原子力地帯の整備が行われた時期、第三は電源三法に基づく原子力施設周辺地域の整備の始まった七四年からの八〇年までの時期、第四は電源三法の運用の変化がみられるようになった八一以降時期の四段階に区分できる。ここでは原発先進地域としての福島県、および大熊町を中心とした浜通り双葉地区をとりあげ、関連する他地域の例も取り上げながら、国、県、町村での地域政策の展開過程を検討したい。

#### ① 個別的立地対策の時期

一九六二年までの第一期は原発立地が具体的な日程に上っていない時期であり、原子力政策は原子炉の実用化に集中しており、立地推進対策としての地域政策はまだ考えられていなかった。一九五四年に「原子力基本法」が制定され、五九年一月に日本原子力発電（株）がコールドーホール型原発（東海発電所）を茨城県東海村に立地させることを決定し（六一年に建設開始、六五年に初発電）、六一年には同じく日本原子力発電（株）が商業発電を目的とした軽水炉型原発を福井県敦賀市（敦賀発電所）に立地させることを決めたというように原子力発電実用化の前段階の時期であった。この時期に地域政策が必要でなかったのはいろいろな意味を含めて原発立地に対する住民の反対運動がほとんどなかったからである。

このことを先ず福島県浜通りにある東京電力福島第一原発の立地・誘致過程からたどっておこう。東京電力は「米国の経験で、原子力が火力発電に十分対抗できること、大容量への技術の見通しがついたこと、将来の電源は原子

力に依存せざるを得ないこと、石油に比べて核燃料の方が少ない外貨ですむこと<sup>(1)</sup>から一九五〇年代後半より「供給区域をはじめ隣接地域を含めて、広範な立地調査を実施したが、東京湾沿岸、神奈川県、房総地区で広大な用地を手することは、人口密度、立ち退き家屋数、設計震度などの諸点から困難であった。そこで需要地に比較的近接した候補地として、茨城県、福島県の沿岸に着目し、東海村をはじめ大熊町など数地点を調査し、比較検討を加え<sup>(2)</sup>ていた。

他方、福島県は潜行して非常に熱心な誘致運動を行っていた。すなわち県は「(昭和)三三年には、商工労働部開発課に命じて原子力発電の可能性に関する調査研究を開始するとともに、(昭和)三五年には原子力産業会議に入会、企画開発担当部門のスタッフにより、県独自の立場から双葉郡内の数か所の適地について原子力発電所の誘致を検討していた。そのうち大熊町と双葉町の境にあり、太平洋に面する海岸段丘上の旧陸軍航空基地で、戦後は一時製塩業が行われていた平坦地約一九〇万平方メートルの地域を最有力地点として誘致する案をたて、当社(東京電力)に打診し<sup>(3)</sup>たのである。東京電力はこれをうけて一九六〇年八月にこの区域を確保する方針をきめ、県知事に用地斡旋を要請した。県知事はこれを積極的のうけて同年十一月に原発誘致計画を発表し、翌六一年二月には大熊町と双葉町が「東京電力株式会社が、元飛行場跡地を物色しているとの情報に、積極的協力の態度を示し、県及び東京電力に対し、用地買収及び受入れ体制の整備について協力<sup>(4)</sup>し、大熊町が九月一九日に双葉町が一〇月二日に町議会で誘致決議をおこなった。

大熊町が原発立地を誘致したのは、一方において木村福島県知事の役割が大きいわけであるが、他方において一九五八年の町村合併(大野村と熊町村)の際に策定された「大熊町建設計画」が町財政の極端な悪化で計画どおり運用

できない状態にあったこともみのがせない。<sup>(5)</sup> 原発立地受け入れ体制の整備の推移を町議会議事録からおうと、六一年九月一九日の臨時町議会で誘致と事業促進に全面的な協力をうたった「原子力発電所の誘致促進について」が提案され、さらに「この原子力発電所については、その後下火になり、以前についても建設について大同小異でありませんが、今後は秘密事項等、又、色々折衝も必要であると思いますので、この際、強力なる特別委員会を設置したらどうか」との動議がだされ、九月三〇日の臨時町議会で正副議長と三人の議員からなる「大熊町原子力発電所建設促進特別委員会」が発足した。また同日、大熊町長および町議会議長以下一六名の町議会議員は、「東京電力株式会社原子力発電所を当地に設置する際は、これに必要な用地は当町の責任において一切引受け円満に買収いたします」という誓約書に連署した。

福島土地開発公社は大熊町双葉町の両町会議員より構成された合同の開発特別委員会に用地買収の基本方針を六二年五月に説明し、さらに部落公民館に地権者二九〇人全員を集め東京電力の原発立地計画を説明し、協力を要請した。その際地権者からは、(一)放射能の安全性についての懸念、(二)薪炭採草地の喪失、(三)開拓農家の営農経営、(四)買収土地価格の格差、(五)税関係、(六)東京電力株式会社が直接買収する国土計画興業株式会社所有地の買収価格、等についての質問がだされた。これに対する回答は(一)世界各地の原子力による平和利用状況を説明、(二)町長の責任において国有林の払い下げを強力に進める、(三)土地代金以外の補償金をもって救済する、(四)原則として土地価格の格差はつけない、(五)特定公共事業の認定を受けるように努力する、(六)民有地と同一価格で買収するように東京電力株式会社に確約させる、であった。同年七月には大熊町長立ち合いの個別折衝で地権者全員から承諾書をとりに成功した。双葉町の地権者は大熊町の地権者との交渉過程を肯定的にとらえていたので問題なく土地買収がすすんだ。その結果、

約三二〇万平方メートルの発電所用地に約五億円、約八万平方メートルの社宅地外に二四八〇万円が支払われた。買収用地の内訳は、水田一一ヘクタール、畑三二・四ヘクタール、山林原野二六八・八ヘクタール、その他一・八ヘクタールであり、ほとんどが山林原野であった。移転家はわずか一一戸であり、移転補償金は宅地込みで総額一五〇〇万円であった。<sup>(6)</sup>

その後、六六年一二月には原子力発電所の地先一五〇〇メートル、幅三五〇メートルの五・四万平方メートルの海域の漁業権の消滅が約一億円の漁業補償で成立した。この交渉過程では反対の意志を示したものもいたが、「東京電力株式会社及び福島県開発公社が、放射能による危険はないこと、冷却水の温度差による大きな被害は考えられないこと、を強調し、ただ、共同漁業権の補償は、大量の冷却水による自然海流の変化が考えられるので、それを考慮したためであること、の説明で」納得し、問題らしい問題はほとんど出なかった。<sup>(7)</sup>

このように、原発の安全性問題がまだ現実のものとなっていなかったことや、買収対象地域には人家が一一軒しかなく農業的土地利用も疎らであったこと、地元には漁港がなく漁業が殆ど行われていなかったこと、そして何よりも町財政の貧困があった。同様な原発立地決定過程は福井県敦賀・美浜原発でもみることができる。<sup>(8)</sup>

(1) 東京電力社史編集委員会『東京電力三十年史』一九八三年三月、五六一ページ。

(2) 前掲注(1)五六二ページ。

(3) 前掲注(1)五六二ページ。

(4) 福島県保健環境部『原子力行政のあらまし、昭和六〇年度』一九八五年三月、五ページ。町へのはたらきかけ等は田中清太郎前双葉町長の回顧録でみることができる。すなわち「昭和三八年秋、町長就任間もない私は、志賀秀正大熊町長ととも

に、県から平（いわき市）に呼び出された。この時、『松本』楼での県企画部長菅野光秋氏との会見で、初めて原子力発電所の構想が示されたのである。それ以前、三七年ごろに、当時の知事佐藤善一郎氏が長者原の敷地を見るために来町されたことがあるが、浪江室原橋でジープに乗り換えるなどの方法で、極めて隠密的に行なわれたのである。これによって地盤調査や地下水調査が行なわれたことは平での会見で内聞したところであった。（『躍進——双葉町合併三〇年のあゆみ——』一九八一年三月、双葉町、四三ページ）。

(5) 大熊町史編纂委員会『大熊町史 第一巻 通史』一九八五年三月、四〇八ページ。以下の議会議事録関係の引用は同書による。

(6) 前掲注(5) 八三三〜六ページ。

(7) 前掲注(5) 八三六ページ。

(8) 日本弁護士連合会公害対策委員会『福井県若狭地区原子力開発実態調査報告書』一九七六年九月、二二〜四ページ。

## ② 地域政策の萌芽期

第二期は六三年から七三年にかけてであり、地域政策の萌芽の時期である。一九六四年度の『原子力開発利用基本計画』は「初期段階において必要な開発体制および施設の整備をほぼ終わり、今後における開発の推進に必要な一応の基盤を確立し」「今や第二の段階を迎えていると言っても過言ではない」と述べ、その具体化の第一として原子力の商用化にあたっての原発立地点の調査が国家レベルで開始された。原発立地点の調査を進めるにあたっては原子力委員会が六四年五月に決定した「原子炉立地審査指針およびその運用に関する判断のめやすについて」がその基本とされた。原子炉立地審査指針は「原子炉安全専門審査会が、陸上に定置する原子炉の安全審査の際、万一の事故に關連して、その立地条件の適否を判断するためのものである」とし、原則的立地を最悪の事故を仮定（仮想事故）して

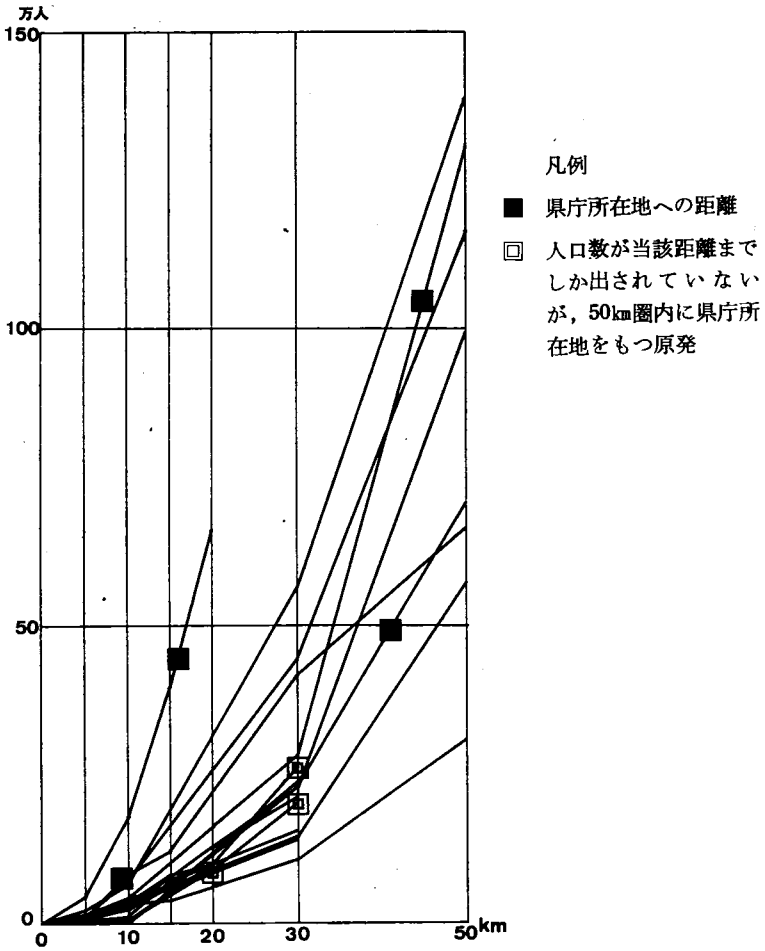


も「国民遺伝線量に對する影響が十分に小さくすることにおき、立地審査の指針として、(1)原子炉の周囲は原子炉からある距離の範囲が非居住区域であること、(2)原子炉からある距離の範囲であつて、非居住区域の外側の地帯は低人口地帯であること、(3)原子炉敷地は人口周密地帯からある距離だけはなれていること、等をあげている。

もちろんこの(1)から(3)の指針の具体的な基準は示されることなく、地質、氣象条件等を調査項目とした原発立地調査が一九六三年度から全国的に行なわれていった。六三〜七八年度の一六年間に三九ヶ所が調査された。また第一〇図にみるように、これら以外の地点でも多くの原発立地計画がたてられていた。いくつかの例外を除いてはいずれも外洋に面した臨海部であり、過疎地域がねらいうちされているのである。

しかし原発立地点は過疎地帯であつても、第一二図にみるように一九八五年現在で立地点から五〇キロメートル圏内に県庁所在地をもつ原発が七つある。原発立地点に最も近い県庁所在地は松江であり、中国電力島根発電所からわずか九キロメートルの距離しかない。次いでは水戸であり、日本原子力発電東海第二原発から一六キロメートルの距離にある。福井市の場合には五〇キロメートル圏内に最も多くの原発を抱えており、日本原子力発電敦賀原発をはじめとして関西電力美浜原発、動力炉・核燃料開発事業団の新型転換炉「ふげん」、同高速増殖炉「もんじゅ」の四つが該当する。また原発立地点から三〇キロメートル圏内に居住する人口は決して少なくなく、いずれも一〇万人以上(一九七五年現在)となつている。最も多いのは中部電力浜岡原発の五六・〇万人であり、東京電力柏崎・刈羽原発の四三・八万人、中国電力島根原発の四一・六万人であつた。東京電力福島第一原発と第二原発に関しては、三〇キロメートル圏内にそれぞれ一三・五万人と一四・二万人を抱えており、他の原発に比べれば相対的には少ないといえ

第12図 原子力発電所と周辺人口分布



資料：科学技術庁原子力局監修

『原子力ポケットブック昭和61年版』1985年12月により、筆者作図。

注：地点によって人口分布資料の年度（1975年～80年）が異なる。

ようが、これが立地審査指針の許容範囲として妥当な「低人口帯」であるとはいえない。

さて、東京電力は大熊、双葉地点の用地確保が進み、原子力発電所建設の見通しがついたことから六五年九月に第二の原子力立地点として富岡・双葉両町の境界にまたがる太平洋岸の区域を選定することとした。「この地点が選定されたのは、地盤、取水をはじめ原子力発電所としての立地条件を満たしていること、大熊、双葉地点の立地を進めている経緯から、地域の理解、協力が得られると期待されたことなどによるものであった。」<sup>1)</sup>

六八年一月四日に木村福島県知事は福島第二原発の建設決定を発表した。立地推進の経済的根拠としては相双地域「チベット」論や開発波及効果論があげられる。前者に関しては例えば、一九六七年福島県議会九月定例会での「特に双葉地方は仙台経済圏と常磐経済圏には含まれた本県のチベットといわれているところだけにその（原発誘致）実現のために」<sup>2)</sup>という滝議員の発言があり、後者に関しては「原子力発電所の建設に関連して、どのような産業の開発に役立つかという問題であるが、本県においては、エネルギー・水資源・工場敷地及び労働力の面から見て、工場立地条件が恵まれているから関連産業の誘致発展も考えられるものと期待している」<sup>3)</sup>といった一九六八年二月定例会での木村県知事の答弁にみることができる。さらに原子力産業を中心とした地域開発を進めるために『双葉原子力地区開発ビジョン調査報告書』（六八年三月）がつくられた。そこでは「当地区は、将来わが国の有数の原子力地帯として、特色あるエネルギー供給基地となることは疑いない。したがって、当地区は、原子力発電所、核燃料加工等の原子力産業、放射能を利用する各種の産業、原子力関連の研究所、研修所などが集積したわが国原子力産業のメッカとしての発展を指向することが最も適当である」<sup>4)</sup>としていたのである。

しかし用地交渉と漁業補償は第一原発のときとは異なり、福島第二原発では円滑にはすすまなかった。楢葉町波倉

地区では用地交渉が進んだものの、富岡町毛萱地区では絶対反対の決議がだされ、町議会や県に対して反対陳情等がだされた。しかし県知事を先頭とする強力な締め付けと特別配慮金一億円の積み上げとによって、反対派の切り崩しがはかられ、<sup>(5)</sup>用地買収は七〇年九月までにおわった。にもかかわらず福島県浜通り地区ではこのうち国家レベル、自治体レベルで地域政策を展開せざるをえない事態が生じたのである。第一はそのうち「福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件」訴訟につながる「原発・火発反対福島県連絡会」の結成（七三年九月）と活動であり、第二は東北電力の浪江・小高原発に対する浪江町棚塩地区の反対運動であった。

東北電力は第二原発とほぼ同時期（一月四日）に浪江町棚塩地区に原発の建設予定を発表した。これにたいして「浪江町原発誘致反対同盟」が一月二三日に結成された。その原発反対の理由は「まず、（昭和）四〇年に営農振興法によって耕土改善事業を着手し、桑園、水田など農業開発プログラムの進行中におけるところの原発建設は、農政不在、農民軽視だとしている。二番目は、米国の安全基準によると、棚塩地区一四三戸のほとんどの原発建設は、農政ればならない。第三番目は原発によって住民は利益はないし、安全が確認されない」<sup>(6)</sup>などであり、単なる買収価格ではなかった。更に七一年四月五日に小高町浦尻地区に「原発対策委員会」が発足し、七二年四月九日には小高町福浦農協総会で原発誘致反対決議が出された。また「公害から檜葉町を守る会」など八団体が小高・浪江町原発、福島第二原発、広野火力などの建設中止を求める陳情を県及び議会に提出した。

ところで国レベルでは六二年以来、茨城県東海村周辺地帯を対象とした「原子力施設地帯の整備」調査・検討がおこなわれ、六五年八月に「東海地区原子力施設の地帯整備について」として具体化されていた。東海村周辺地帯では道路の整備、緑地の確保、広報施設の整備が七〇年までの整備事業として総事業費約一八億円が投入された。<sup>(7)</sup>これは

「地元へ安全確保と地域開発をマッチさせた事業を実施しなければ説得できない」を政治的に「地元の振興計画との調和」に切り替えたものであり、「この計画の中心は退避道路という名目で、今まで一本の都市計画道路に一〇年以上かかっていた事業を五年で、それも同時に三本を実施していく<sup>(8)</sup>」という異例なものであった。この東海村周辺地帯整備にかかわる動きは原子力関係固定資産税大規模償却に伴う問題点を含め、このうち展開されていく原発地帯の地域問題を先取りに表出していたのである。

福島県議会では六八年九月定例会以降原発の安全性、公害防止条例との関連性、温排水の影響、労働者の放射線被曝、周辺地域の安全対策などについての論議が行われていた。七二年九月定例会では企画開発部長が先の東海地区の地帯整備の動きをにらみつつ、「原子力地帯の整備については、双葉臨海地区新地方工業開発都市建設調査並びに電源地帯福祉対策調査の結果を待って、具体的な事業を実施してまいりたい。…国でも発電所施設整備に関する法案の本格的な検討が開始されているので、その促進を要請してまいりたい<sup>(9)</sup>」と答弁している。

大熊町では原発誘致が決まると、これを軸として町の建設を推進するという新しい展開をみせる。一九六四年に町財政の自主再建を果たすと、六五年にはそれまでの「大熊町原子力発電所建設促進特別委員会」をなくして「東京電力株式会社の大熊発電所建設に伴う各種関連産業の誘致建設並びに新都市計画総合開発振興に関する事項と双葉町と関連する開発事項の総合調整及び両町合併の推進に当」ることを目的とする「大熊町総合開発特別委員会」が設置された。総合開発に関しては原発と結びつけた観光開発が前面に出されて展開していくのである。なお双葉町との合併構想もあったが、六七年ころには消滅した。

六九年には「本町夫沢地区に建設中の東京電力福島原子力発電所を始めとして、当地方は我国の一大原子力産業地

帯に開発されようとしております。この世紀の建設事業を見学する観光客とを結びつけ本町の開発を図るために町内にある玉の湯溪谷あるいは小塚、三森、その他埋もれている観光資源を開発調査する目的」で「大熊町観光開発特別委員会」を設置した。その後七三年三月町議会では中央台や小良浜地区一円、大蔵谷地溜池付近が検討された。町営のスポーツ施設を集中させた中央台を除いては、企業誘致による観光開発を考えており、JRC株式会社や小田急電鉄KKや東北観光KKなどの接触をもったものうまうまかかった。なお七〇年には「大熊町都市計画審議会」が設置された。

このように一方で住民の原発反対運動の高まりによる原発の立地難が生じ、他方で原発を軸とした地域開発が決して容易ではないことが感知されるようになり、国家レベルにおいてだけでなく地方自治体レベルにおいても単なる補償措置ではない地域政策の展開を要請する状況が生まれてきたのである。

(1) 東京電力社史編集委員会『東京電力三十年史』一九八三年三月、五七一ページ。

(2) 福島県議会議事事務局調査課『調査資料第八号——県議会における原発論争——』一九七六年三月、七ページ。

(3) 前掲注(1)九ページ。しかし他方において前年の六七七年に福島県で策定された『地域振興計画』では関連産業に乏しいのが原発の特徴であることが指摘されている。ここに原発立地推進での木村県知事の果たした「政治的役割」が浮かび上がるのである。

(4) 双葉原子力地区調査委員会『双葉原子力地区の開発ビジョン』一九八六年三月、一〇ページ。

(5) 福島県議会議事事務局調査課『調査資料第八号——県議会における原発論争——』一九七六年三月、一八ページ。

(6) この状況を、住民運動論との関係で年表ふうに明らかにしたのが、早川篤雄「巨大電力基地設置問題と住民運動——福島県楡葉町・富岡町の事例について——」と大和田秀文「巨大電力基地設置問題と住民運動——福島県浪江町の事例について

——「東北地方の「地域開発」政策と公害——原発・火発電問題を中心に——」日本科学者会議福島支部・福島県教連教育研究所、一九七三年三月、一二～二五ページと二六～三三ページであり、これらを政策決定過程、政策執行過程等の観点から整理したのが、堀孝彦「福島県における原子力発電所立地と民主主義——東電福島第二原発設置経過にそくして——」

『原子力発電問題シンポジウム（水戸）報告集』一九七四年一二月、日本科学者会議、三二～四三ページ。

(7) 原子力委員会編『昭和四三年版 原子力白書 第一二回』

(8) 坂本正誠「原子力施設と地方自治体」『原子力発電問題シンポジウム（水戸）報告集』一九七四年一二月、日本科学者会議、七三～七八ページ。

(9) 前掲、注(2)二七ページ。

(10) 福井県若狭地区でも同様な反対運動が展開されている。すなわち六九年一月に「原子力発電所設置反対小浜市民の会」、七一年五月に「大飯町住みよい町づくりの会」、さらに「美浜町を明るくする会」がつくられ、七一年一月には「原発反対若狭湾共闘会議」が結成され、請願署名や抗議行動、シンポジウム開催、決起集会など多様な運動が展開された（日本弁護士連合会公害対策委員会『福井県若狭地区原子力開発実態調査報告書』一九七六年九月、四一～四七ページ）。